

和歌山市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月27日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	柳野純夫
同上	山本宏一
同上	井上直樹

第1 監査の期間

令和4年9月5日から令和5年2月10日まで

第2 監査の対象

1 公の施設の指定管理者

和歌山東公園

公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団

2 所管課

都市建設局 都市計画部 公園緑地課

第3 監査の事項・実施内容

1 指定管理者関係

ア 施設管理状況の適法性

イ 協定等に基づく義務の履行の適正性

ウ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組状況

エ 出納関係帳簿の整備及び記帳並びに諸規程の整備状況

オ 行政財産の目的外使用許可等の地方公共団体の長のみが行うことができる権限の事務の適正性

2 所管課関係

ア 指定管理者の指定における法、条例等の適法性

イ 指定管理者の指定手続きの適正性・公正性

ウ 協定書等記載内容の適正性

エ 管理に関する経費の算定、支出の方法等の適正性

オ 事業報告書の点検の適正性

カ 指定管理者において施設利用の促進の取組状況

キ 協定書等における履行の確認及び事業報告書の内容点検

ク 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合の手続きの適正性

第4 監査の着眼点

公の施設の指定管理者の当該施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているか。

第5 監査の結果

監査は、和歌山市監査基準に準拠して実施した。その結果、おおむね良好であった。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

監査対象年度	令和3年度
監査実施日	令和4年11月16日及び同月17日
施設名	和歌山東公園
指定管理者	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団
所管課	都市建設局 都市計画部 公園緑地課
監査結果	おおむね良好であった。